

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 情報公開を恣意的に妨げられてしまう仕組みを改善せよ

質問要旨

先日、市民が教育委員会に対し保有個人情報の開示請求を行ったところ、存在しないため不開示という決定がなされた。その後市民の指摘により実際は文書が存在することが明らかになり、不開示決定が取り消され開示されることとなった。それ以外にも同様の疑わしい事例(存在するのに存在していないとしているのでは)のご相談をいただいている。現在の情報公開制度は、市が恣意的に開示する文書を選べる仕組みになっているように見える。今回の事案はそれが表面化したものではないか。情報公開制度の根幹にかかわる問題であることから、以下質問する。

1. 最近、保有個人情報の開示請求に対し、文書が存在しないといった理由で不開示決定した後に、市民の指摘で文書の存在が判明し、不開示決定を取り消した事案があったことは事実か。
2. もし1が事実であれば、市の信用を著しく失墜させることであり、原因の調査と再発防止の対策が必要である。内部統制の試行運用の中で取り扱われるなどの対応は行われるか。
3. 教育委員会と市長部局における個人情報の開示も含めた公文書の公開請求において、これまで開示すべき情報を何らかの理由で開示していなかったことが判明した事例は令和4年度までの10年間で何件あるか。
4. 市の職員に対する手引きが示されている市の「情報公開条例の手引き」には、公開請求に係る公文書の特定という項において、公開請求者が公開請求をする上で「有用な情報の提供に努める」と書かれている。しかしどこにも「漏れのない情報提供に努める」とは書かれていない。これはなぜか。漏れがあることは許容されるのか。
5. 公文書の公開請求者は行政事務に通じているわけではないので、具体的な公文書の件名を書けない場合が多い。その際、たとえばある個人Aについての保有個人情報の開示に関し「Aに関する記録全部」といった書き方で公開請求することもある。それに対して漏れのない情報提供を行うためには、Aという名前で文書目録検索ができることや、Aの属性に応じて関連する資料一覧のリストがあること、または同様の請求に対してこれまで開示した資料一覧のリストがあり容易に検索できる仕組み等が必要である。そういった漏れのない情報提供に努めるための仕組みは設けているか。
6. 公文書の公開請求に対して、市が仮に、職員や部署で恣意的に情報を出さないことにしたり、または職員が多忙などの理由で開示すべき情報を精査せず、ある程度の情報を調べただけでそれを公開して終わりにしたりする、というようなことがあったとしても、それを防ぐための仕組みは無いと思われる。この認識で正しいか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
